

屋根や壁の塗り替えは「景観」に配慮を！

～愛着と誇りをもてる郷土を創るために～

市内で建築物の建築や外観の修繕・模様替え、色彩の変更などを行う際に、一定の条件に該当する場合は、景観法に基づく届け出が必要です。また、届け出が必要ない場合でも、家や事業所の屋根や外壁などを塗装するときは、周辺の景観と調和するよう派手な色を使わないなど色彩に配慮していただくようお願いします。

問い合わせ 都市計画課 内線 4313・4314



「景観」はみんなの財産です

景観は、山や川などの自然建物や道路の人工物など、私たちが日ごろから目にしている景色や風景だけではなく、普段の生活から出る音や香り、雰囲気などの見えないものも景観を創り出す構成要素となつていきます。景観は、人々の暮らしの営みから創り出された、まちや地域の表情であるといえます。

近年、経済活動の活発化に伴い、街並みや自然景観から調和や地域ごとの特色が失われつつあります。

れつつあります。長い年月をかけて形成されてきた北上らしい景観を維持していくためにも、調和のとれた景観形成や環境づくりが求められています。

市内全域が景観計画区域です

市は、平成22年度から北上の緑あふれる自然、歴史と文化に育まれた豊かな景観を次の世代へと引き継いでいくために、景観計画や景観条例に基づき「市民」「事業者」「行政」の協働による景観形成に取り組んでいます。

景観計画では、市内全域が対象区域となっており、地域の特性に応じた良好な景観づくりを推進していく必要があります。

「景観」の保全是一人一人の取り組みが大切です

地域では、地元の景観を守り、創り、育てる活動を通じてのまちづくりが行われています。自分たちの地域を住み良い環境にするために、地域の景観活動に積極的に参加しましょう。

景観法に基づく届け出

市内で建物などを建築または外観の変更(例：屋根や外壁の塗装)などをしようとする場合は、景観形成基準(色

彩・景観への配慮に適合しているかを確認するため、行為着手の30日前までに市への届け出が必要となります。詳しくは、市のホームページをご覧ください。

【届出対象行為】

行為の区分		市内全域	景観形成強化区域(4区域) <北上川・展勝地、和賀川・清水、大通り、広瀬川>
建築物	新築、増築、改築、移転	高さ10m超 または延べ床面積300㎡超	延べ床面積10㎡超
	外観を変更することとなる修繕もしくは模様替えまたは色彩の変更	変更面積が見付面積の10%超(上欄の規模を超える建築物に限る)	見付面積に対する変更面積の割合が以下の基準を超えるもの(上欄の規模を超える建築物に限る) 北上川・展勝地… 5% 和賀川・清水… 5% 大通り… 10% 広瀬川… 20%
工作物	新設 増築 改築 移転	鉄筋コンクリート造の柱、彫像など	高さ10m超
		擁壁、柵、塀など	高さ2m超 かつ 長さ20m超
	電気供給のための電線路など	高さ20m超	
	空中線系	高さ15m超	
	外観を変更することとなる修繕もしくは模様替えまたは色彩の変更	変更面積が見付面積の10%超(上欄の規模を超える工作物に限る)	見付面積に対する変更面積の割合が以下の基準を超えるもの(上欄の規模を超える工作物に限る) 北上川・展勝地… 5% 和賀川・清水… 5% 大通り… 10% 広瀬川… 20%
開発行為、土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採、その他の土地の形質の変更		面積3,000㎡超	
屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他の物件の堆積		高さ3m超 または 面積500㎡超	
木竹の伐採		面積500㎡超	

※彩度の高い色は、外壁などに使用できない場合があります。また、届け出をしない場合や、変更命令に従わない場合などは、罰則の措置があります。